

佐賀県医療センター好生館看護学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 佐賀県医療センター好生館看護学院（以下「学院」という。）は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）に基づき、助産師又は看護師となろうとする者に対し、臨床現場の知見を活用した質の高い看護教育を行い、看護の専門職業人として佐賀県に貢献する有能な人材を養成することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 学院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 佐賀県医療センター好生館看護学院

位置 佐賀県佐賀市兵庫南三丁目7番17号

(課程、学科、学生定員、修業年限)

第3条 学院に専門課程を置く。

2 専門課程に次の表の学科の欄に掲げる学科を置き、それぞれの学科の学生定員及び修業年限は、それぞれ同表の学生定員及び修業年限の欄に定めるとおりとする。

学 科	学 生 定 員		修業年限
	学年定員	総定員	
助産学科	12 人	12 人	1 年
看護学科	40 人	120 人	3 年

(在学年限)

第4条 学生は、助産学科においては3年、看護学科においては6年を超えて在学することはできない。

第2章 学年・学期・休日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 次に掲げる夏季、冬季、春季の期間であって、学院長が指定する日

学 科	夏 季	冬 季	春 季
助産学科	4 週間	2 週間	
看護学科	5 週間	2 週間	2 週間

2 前項の規定にかかわらず、学院長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休業を行い、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 教育課程

(授業科目、単位数及び時間数)

第7条 授業科目、単位数及び時間数は、助産学科については別表第1、看護学科については別表第2のとおりとする。

2 別表第1及び別表第2中、講義及び演習については15時間から45時間、臨地実習については45時間をもって1単位とする。

(授業科目の評価及び単位の認定)

第8条 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その授業科目について評価を受ける資格を失う。

2 授業科目の評価は、秀(90点以上)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)及び不可(60点未満)とする。

3 前項の評価が可以上の授業科目について単位を認定する。

4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者又は不合格の者は、追試験又は再試験を受けることができる。

(入学前の履修科目の単位認定)

第9条 学院長は、学院の入学前に、大学(放送大学を含む。)、高等専門学校又は次に掲げる資格を取得するための学校若しくは養成所において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、学院における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、学院において履修したものと認定することができる。

(1) 歯科衛生士

(2) 診療放射線技師

(3) 臨床検査技師

(4) 理学療法士

(5) 作業療法士

(6) 視能訓練士

(7) 臨床工学技士

(8) 義肢装具士

(9) 救急救命士

(10) 言語聴覚士

2 学院長は、学院の入学前に、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項に規定する介護福祉士試験に合格した者の単位認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、学院における教育内容に相当するものと認められる場合には、学院において保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表3に定める基礎分野を履修したものと認定することができる。

第4章 入学及び休学等

(入学資格)

第10条 助産学科に入学することができる者は、法第21条各号のいずれかに該当する者で、学院の入学試験に合格したものとする。

2 看護学科に入学することができる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条に該当する者

で、学院の入学試験に合格したものとする。

（転入学）

第 11 条 他の看護師学校養成所において 1 年以上履修した者で、学院に転入学を志願するものがあるときは、学院長は欠員のある場合に限り、選考の上転入学を許可することができる。

2 前項の規定により、転入学を許可しようとする者の転入学後履修を必要とする授業科目及び在学すべき年数については、運営会議の議を経て、学院長が決定する。

（受験手続等）

第 12 条 学院に入学又は転入学を志願する者は、次に掲げる書類に佐賀県医療センター好生館看護学院規程（以下「規程」という。）第 8 条第 2 項に規定する入学試験手数料を添えて、学院長に提出しなければならない。

（1）入学を志願する者

ア 受験願書

イ 写真（願書手続 3 月以内に撮影した脱帽、正面上半身名刺型のもの）

ウ 助産学科を志願しようとする者にあつては、法第 21 条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

エ 看護学科を志願しようとする者にあつては、出身高等学校長等が発行する調査書又は高等学校卒業程度認定試験の合格者であることを証する書類

オ その他学院長が必要と認める書類

（2）転入学を志願する者

ア 転入学願書

イ 転学許可書（現に他の看護師学校養成所に在学している者に限る。）

ウ 履修証明書

（入学試験）

第 13 条 入学（転入学を含む。以下同じ。）試験は、学科試験及び面接試験とする。

（入学手続）

第 14 条 入学試験に合格した者は、学院長が指定した日までに、入学書及び保証人が連署した誓約書を学院長に提出するとともに、第 28 条に規定する入学料を納入しなければならない。

2 学院長は、前項に規定する手続を行った者に入学を許可する。

（保証人）

第 15 条 前条に規定する保証人は、独立の生計を営み、学生に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

2 学生は、保証人が欠け、又は保証人が前項に規定する資格を失ったときには、新たに保証人を定めて誓約書を学院長に提出しなければならない。保証人を変更する場合も同様とする。

（住所変更等）

第 16 条 学生は、学生及び保証人の住所又は氏名に変更を生じた場合には、直ちにその旨を学院長に届け出なければならない。

（入学許可等の取消し）

第 17 条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、入学の許可又は入学試験の合格を取り消すことができる。

（1）不正行為により入学試験に合格したとき

（2）正当な理由がなく第 14 条に規定する入学手続をしなかったとき

（欠席、休学）

第 18 条 学生は、病気、怪我その他やむを得ない事由により欠席しようとするときは、速やかにその旨を学院長に届け出なければならない。

- 2 学生は、欠席が1月を超えるときは、保証人と連署した休学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 学院長は、学生が病気、怪我により修業することが適当でないと認めたときは、休学を命ずることができる。
- 4 休学の期間は、連続して1年以内、通算で助産学科は2年以内、看護学科は3年以内とする。この場合において、1年未満の休学が連続した場合においても別の休学として取り扱う。

(復学)

第19条 学生は、復学しようとするときは、保証人と連署した復学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

(退学)

第20条 学生は、退学しようとするときは、保証人と連署した退学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第21条 学生は、他の看護師学校養成所に転学を希望するときは、保証人と連署した転学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

第5章 卒業等

(卒業)

第22条 学院長は、教育課程に掲げる授業科目の単位をすべて取得し、かつ、出席日数が出席すべき日数の3分の2以上の者について、運営会議の議を経て、卒業を認定する。

- 2 学院長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第23条 学院長は、前条の規定により看護学科の卒業を認定した者に対して、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第24条 助産学科を卒業した者には助産師国家試験の受験資格が、看護学科を卒業した者には看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第6章 賞 罰

(表彰)

第25条 学院長は、運営会議の議を経て、学業に精励し、その成績が優秀であり、他の学生の模範となると認められる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第26条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、運営会議の議を経て、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (3) 学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 学院長は、前項の規定に基づき退学の処分をしたときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

(退学の命令)

第27条 学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、退学を命ずることができる。

- (1) 第4条に規定する在学年限内に卒業することができなくなったとき
- (2) 授業料等を納期までに納入せず、かつ、督促しても納入しないとき

第7章 入学料、授業料及び教育活動費

(入学料)

第28条 入学料の額及び納入については、規程第9条に定めるところによる。

(授業料)

第29条 授業料及び教育活動費の額又は納入については、規程第10条に定めるところによる。

第8章 学生寮

(学生寮)

第30条 学院に学生寮を置く。

- 2 学生は、その希望により学生寮に入寮することができる。
- 3 学生寮に入寮した者(以下「寮生」という。)は、規程第12条第3項に規定する入居料を学院長が指定する期日までに納入しなければならない。
- 4 寮生は、入居料と別に、居室の電気使用料を学院長が指定する期日までに納入しなければならない。
- 5 学生寮の管理運営に関し、必要なことは学院長が別に定める。

第9章 職員組織及び会議

(職員組織)

第31条 学院に学院長、副学院長及び教務部長のほか次に掲げる職員を置く。

助産学科	教務主任、専任教員及び実習調整者	3人以上
看護学科	教務主任、専任教員及び実習調整者	8人以上
事務室	室長及び教務事務	2人以上
健康管理医		2人

- 2 助産学科及び看護学科の教務主任の業務を行う者については、前項に規定する専任教員のうちからそれぞれ学院長が指名する。
- 3 学院の組織については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館組織規則で規定する。

(会議等)

第32条 学院に、運営会議、教務会議、実習指導者会議、職員会議その他必要な会議及び委員会を置く。

- 2 会議及び委員会に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

第10章 健康管理

(健康管理)

第33条 学院長は、学生の健康管理のため、年1回以上健康診断及び必要な健康相談等を実施するものとする。

第11章 補則

(補則)

第34条 この学則に定めるもののほか、学院の運営に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この学則の施行前に佐賀県立総合看護学院において行われた令和２年度入学試験において、入学を許可された者は、学院に入学を許可された者とみなす。
- 3 令和２年３月３１日において、佐賀県立総合看護学院の助産学科及び看護学科に在学する者で本学院への転校を希望する者は、それぞれ令和２年４月１日に学院の助産学科及び看護学科の相当する学年に在籍する者とみなす。この場合において、学院の卒業認定に当たっては、佐賀県立総合看護学院で認定を受けた単位は学院で認定を受けた単位とみなす。

附 則

- 1 この学則は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和４年４月１日以降に入学する学生から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第４条、第８条第２項及び第１８条第４項の規定は令和４年４月１日以降に在学する学生の評価から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第1 助産学科の教育内容及び単位・時間数

教育内容	授業科目	単位	時間数
基礎助産学	助産学概論	1	30
	人間関係論	1	15
	母子の健康科学Ⅰ	1	30
	母子の健康科学Ⅱ	1	30
	家族の心理・社会学	1	30
	助産学研究の基礎	1	15
基礎助産学 小計		6	150
助産診断・技術学	周産期医療Ⅰ	1	30
	周産期医療Ⅱ	1	15
	周産期のハイリスク支援	1	30
	妊娠期の助産診断・技術学	1	30
	分娩期の助産診断・技術学	1	30
	産褥・新生児期の助産診断・技術学	1	30
	母子の補完代替医療	1	15
	分娩介助学	1	30
	ウイメンズヘルスケア	1	15
	プレコンセプションケア	1	30
	健康教育	1	30
助産診断・技術学 小計		11	285
地域母子保健	地域母子保健	2	30
地域母子保健 小計		2	30
助産管理	助産管理	2	30
助産管理 小計		2	30
講義 小計		21	495
臨地実習	基礎Ⅰ実習	2	90
	基礎Ⅱ実習	2	90
	前期実習	3	135
	後期実習	3	135
	地域母子保健実習	1	45
実習 小計		11	495
教育課程 合計		32	990

別表第2 看護学科の教育内容及び単位・時間数

教育内容		授業科目	単位	時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	人間学	2	30
		論理学	1	30
		教育学	1	15
		情報科学	1	30
		看護の探究	1	30
	人間と生活・社会の理解	心理学	1	15
		発達心理学	1	15
		人間関係論	1	30
		家族関係論	1	15
		キャリア論	1	30
		医療英語	1	15
		英会話	1	30
		健康とスポーツ	1	30
基礎分野 計			14	315
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	1	30
		人体の機能とメカニズム	1	30
		生化学	1	30
		栄養学	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	30
		薬理学	1	30
		感染管理	1	30
		呼吸器病態論	1	15
		循環器病態論	1	15
		消化器系病態論	1	30
		脳・神経病態論	1	15
		運動器病態論	1	15
		内分泌・代謝、血液・アレルギー・膠原病病態論	1	15
		腎・泌尿器、女性生殖器病態論	1	15
		感覚器病態論	1	15
		臨床検査と放射線	1	15
	健康支援と社会保障制度	医療概論	1	15
		公衆衛生	2	30
		社会保障	2	30
		看護と法律	1	15
専門基礎分野 計			22	450

専 門 分 野	基礎看護学	看護学概論	1	30
		医療コミュニケーション	1	15
		看護過程・看護記録	1	45
		臨床看護総論	1	30
		フィジカルアセスメント	1	30
		清潔・排泄・栄養の援助	1	45
		感染予防・与薬の援助	1	45
		環境・活動・休息の援助	1	45
		クリティカルケアと看護	1	30
		周術期看護	1	15
		リハビリテーションと看護	1	15
		基礎看護学 小計	11	345
	地域・在宅看護論	地域と暮らし	1	30
		地域・在宅看護総論	2	45
		地域・在宅療養を支える看護Ⅰ	1	30
		地域・在宅療養を支える看護Ⅱ	1	30
		在宅救急看護	1	30
		地域・在宅看護論 小計	6	165
	成人看護学	成人看護学総論	2	45
		呼吸器・循環器疾患の看護	1	30
		消化器疾患の看護	1	30
		内分泌・代謝・腎臓疾患の看護	1	30
		血液、感染・アレルギー、 女性生殖器疾患の看護	1	30
		成人看護学 小計	6	165
	老年看護学	老年看護学総論	2	45
		高齢者の看護Ⅰ	1	30
		高齢者の看護Ⅱ	1	30
		老年看護学 小計	4	105
	小児看護学	小児看護学総論	1	30
		小児の病態論	1	30
		疾患をもつ小児の看護	2	45
		小児看護学 小計	4	105
	母性看護学	母性看護学総論	1	30
		周産期病態論	1	30
		周産期看護	2	45
		母性看護学 小計	4	105
	精神看護学	精神看護学総論	2	30
		精神の病態論	1	15
		精神疾患の看護	1	30
		精神看護学 小計	4	75
	看護の統合と実践	看護管理	1	15
		医療安全	1	45
		災害看護・国際看護	1	15
		看護統合実践	1	45

			看護の統合と実践 小計	4	120
専門分野講義 計				43	1,185
専門分野	臨地実習	基礎看護学	療養見学実習		10
			生活援助基礎実習		35
			看護過程基礎実習		90
			基礎看護学実習 小計	3	135
		地域・在宅看護論	地域支援実習		30
			地域保健実習		30
			在宅看護実習		30
			地域・在宅看護論実習 小計	2	90
		成人看護学	成人看護総論実習		60
			周術期看護実習		60
			急性期看護実習		60
			人生の最終段階看護実習		30
			慢性期看護実習		45
			自己管理看護実習		15
			成人看護学実習 小計	6	270
			老年看護学	老年看護基礎実習	
		高齢者生活支援実習			54
		老年看護実習			120
		老年看護学実習 小計		4	180
		小児看護学	小児看護基礎実習		30
			小児看護実習		60
			小児看護学実習 小計	2	90
		母性看護学	母性看護実習		90
			母性看護学実習 小計	2	90
		精神看護学	精神看護実習		90
			精神看護学実習 小計	2	90
		看護の統合と実践	看護の統合と実践実習		90
			看護の統合と実践実習 小計	2	90
専門分野実習 計				23	1,035
教育課程総計				102	2,985